
令和4年度第2回練馬区入札監視委員会

（令和4年11月21日（月）：午前10時00分～午後0時00分）

- 1 開催日時 令和4年11月21日（月）午前10時00分～午後0時00分
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 委員、委員、委員
区 総務部長、経理用地課長
施設管理課長、施設整備課長
道路公園課長・工事係長、特定道路課長
生活衛生課長・環境衛生監視担当係長
教育施策課長・ICT環境整備係長、学校施設課長・学校整備担当係長
保健給食課長・少年自然の家係長、光が丘図書館長・事業統括係長
子育て支援課長・放課後対策第二係長
選挙管理委員会事務局長・選挙係長
- 4 議事
 - (1) 前回議事概要の確認（資料1）
 - (2) 審議案件
令和4年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
 - ・工事契約一覧（資料3）
 - ・物品契約一覧（資料4）
 - ・委託等契約一覧（資料5）
 - ・設計・測量等契約一覧（資料6）
 - (3) 報告事項
令和4年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）
 - ・令和4年度前期契約件数等（資料7）
 - ・令和4年度工事等の入札不調一覧（資料8）
 - ・指名停止措置等について（資料9）
 - (4) その他
次回開催日程について
- 5 会議の内容

<前回議事概要>

全委員了承

<審議>

●案件1～10 案件抽出理由について

（委員）

案件1 「物件等調査・建物等積算委託（その1）（単価契約）」

「物件等調査・建物等積算委託」とあるが、対象物件が別々か、別々であればその相互の関係は如何に、その相互関係によっては複数の業者に委託先を分ける必要があるのか、業者が異なれば調査・評価方法や基準に差があり、一貫した調査内容とならないおそれがないのか等につき御教示いただきたい。

案件2 「道路新設・事業用地等整備工事（その1）（単価契約）」

「道路維持（舗装側溝）工事（その1）（単価契約）」

複数の同種入札での落札率が非常に接近しており、人為的な影響がないのか入札経過、落札率接近の理由につき御説明いただきたい。

案件3 「練馬区立新たな小中一貫教育校仮設校舎等の賃貸借」

非常に高額であること、落札率が高いことの二点で抽出させて頂いた。

案件4 「令和4年度 ハチ等対策事業委託」

落札率が●●%だが、ハチの駆除業務であればより低額な入札があつて然るべきではないかと考え、入札経過につき御教示いただきたい。

案件5 「令和4年執行参議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託」

「令和4年執行参議院議員選挙における当日投票所（区東部）の設営等委託」

投票所の開設は短期間で設備も簡単なもので、この契約金額が妥当なのかどうかを御説明いただきたい。

案件6 「新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入」

コロナ検査キットであれば、随意契約にする理由はないのではとも思われるので、その点を御教示いただきたい。

案件7 「教員用タブレットパソコン等機器の購入」

高額であること及び落札率が低率であることから抽出した。

案件8 「教員用タブレットパソコンにおけるモバイル通信サービスの利用」

高額であること、業務内容に対して妥当な価格であるのか、また落札率が低い点で検討を要すると判断したため。

案件9 「令和4年度 図書の購入（光が丘図書館外11館分）（単価契約）」

「令和4年度 図書の購入（練馬図書館）（単価契約）」

対象が図書であり入札に親しむのではないかと考えられ、何故随意契約となったのか、また、練馬図書館だけ別契約になっている理由につき御教示いただきたい。

案件10 「練馬区立泉新小学童クラブ運営業務委託（令和4年度～令和8年度）」

契約日が本年4月1日の学童クラブ運営業務委託契約であるが、契約者のグローバルキッズは、報道によれば昨年7月に豊島区での不正水増しが発覚し、東京都も本年1月から検査を実施して不正が発覚したとある。本契約時点で当区では当該契約者の契約資格につき問題を把握していたかどうか、また本件契約履行上不正の有無につき御教示いただきたい。

【案件1】

物件等調査・建物等積算委託（その1）（単価契約）

（事務局）

審議案件の1番「物件等調査・建物等積算委託（その1）（単価契約）」について説明する。同様の案件として、その2～その4がある。

本件は、都市計画道路の整備、地域の主要な道路となる生活幹線道路等の整備を進めるために必要な、道路事業用地の取得に伴い、移転や除却が必要となる建物等の補償金額を算定するための調査、積算について速やかに対応するため事業を委託しているものである。

まず、「物件等調査・建物等積算委託（その1）（単価契約）」の入札結果について説明する。

1ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

本委託に当たり、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、推定限度額が1,000万円を超えて2,000万円未満であったため、7者を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、1者が辞退、応札した6者のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札した株式会社コクドリサーチ東京支社が3,436万円、落札率●●%で落札したものである。

まず、抽出理由の前段にある「物件等調査・建物等積算委託」とあるが、対象物件が別々か、別々であれば、その関係は如何に、その相互関係によっては、複数の業者に委託先を分ける必要があるのかとのことであるが、本案件については、同様の業務についてその1からその4として発注しており、計4者と契約している。調査対象は、4者それぞれ別の物件を調査することとなる。

現在、区では都市計画道路3路線、生活幹線道路2路線、交通安全施設事業（局所改修）1路線、密集住宅整備促進事業1地区と複数の路線・地区で用地買収を行っている。

調査対象地の所有者との交渉次第では、同時期に複数の物件で作業を行わなければならないケースも発生する。その際に、1者のみとの契約とすると、受託事業者の処理能力を超え、交渉の結果、調査が可能となったにもかかわらず、速やかな対応ができない事態になってしまう。そのため、このように複数の案件として発注している。

また、路線や地域について限定して契約してしまうと、交渉の進捗状況によっては1か所に偏って発注することとなり、同様の事態が生じてしまうため、特に場所等も限定せず、生じた案件によって調査する事業者を割り振るようにしている。

次に、抽出理由後段の「業者が異なれば調査・評価方法や基準に差があり、一貫した調査内容とならないおそれが無いのか」についてである。補償額の算定は、東京都建設局が定めている「補償算定要領」等に従って積算を行うこととしている。調査・積算の基準について詳細に規定されているので、異なる事業者が調査しても、調査報告書、補償額の算定に差は出ない。

参考に3ページから10ページに仕様書、11ページから13ページにその2から4の経過調書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

この件に関して、質問・意見があればお願いします。

（委員）

積算の基準となる資料を初めて見たが、仕事の経験上、裁判等で調査の鑑定があり、例えば、相続関係で鑑定を行うとする。相続人がAグループ、Bグループ、Cグループに分かれている場合、同じ遺産の物件でも、それぞれを不動産業者に見積りを出したときに価格にばらつきが出る経験をしたので、複数の業者に分けてしまうと、価格の統一的な鑑定がどこまで担保できるのかという疑問があり、ご教示頂きたいと考え、抽出した。

いただいた表を見ると、私が申し上げたような懸念は、かなり払拭されるという実情であると伺いしてよろしいか。

（特定道路課長）

ご質問いただいた件は、まず、物件の調査をして、数量を全部、現地で拾い上げて把握する。その数に応じて、東京都から示される単価を掛け合わせ、積み上げて算出していく。基本的には、算定のルールに従って行うため、同一の結果になると考えている。

（委員）

それは、業者が違っても同じような結論になるのか。

（特定道路課長）

基本的には、そのように考えている。

（委員）

事務局の説明で、都市計画道路や生活幹線道路等、4つ程あって、1者では全部に対応し切れないので、それぞれ割り振りをして、4者に分けて物件調査等をお願いしているとのことである。ここまでは理解できた。

その上で、4者を入札するという一方で、積算については東京都の基準で行っているため、同一になるということも分かった。

しかし、入札の4者について、単価契約なので、会社によって単価契約の合計価格が違ってくることはないか。入札を行うということは、そのようなことが起こり得ると思うが、実態としてどうなのか。

また、先ほどの説明で、年間の物件調査をどの程度行うのか。数量は大体把握しているとのことだが、その1からその4までで、どのぐらいの物件調査を予定して、予算計上しているのかを教えてください。

（特定道路課長）

まず、単価については、基本的に国の基準に従い積算して入札を行っているため、それほど大きな差が出ないと認識している。

また、昨年度の実績は、物件の規模にもよるが、1年間で1業者当たり6件から8件程

度である。

（委員）

そうすると、いただいた資料を見て、入札率がほぼ同じような率だったと認識しているが、入札しても差が出ないという理解でいいのか。

価格が全部同じであるなら、業務を行いたい業者に手を挙げさせて、4者選定しているという話になる。

また、これら以外に何者か入札に参加していても、今の話では、ほぼ入札の価格が変わらないのではないかと感じるが、いかがか。

（事務局）

まず、入札結果は、資料の11ページから13ページに、その2～その4が付いているので、ご覧いただきたい。

価格は、その1からその4でばらつきがあり、落札率としては一定のものではない。

どうしてこのような差が出るのかについては、まず、本件は、総価契約ではなく、単価の合計額で落札されている。

そのため、実際の業務のときには必要でない単価も積算に入っている場合がある。事業者は、現場で様々な単価の業務を行うため、入札のときには計算をして必要な合計額を出す、その単価を必ずしも毎回使うわけではない。そこに各企業で価格に差が出る場所があり、このような金額となっている。

ただし、経理用地課として今後の課題と捉えている部分がある。単価合計額の入札ではあるが、同様の案件であるのに入札結果が安くなったり、高くなったりしてしまっている。入札の結果としてではあるが、どの案件にどの事業者を指名するかにより、落札価格に差が生じてしまっている。安いところから順番に、その1～その4で落札できれば一番良いが、指名競争入札という制度の中で行っているため、そこまでバランスよくできないところがある。今後の課題であると捉えている。

（委員）

今の説明を聞くと複雑な入札であると感じた。

要するに単価は、それぞれの工種があり、それらをすべて積み上げた合計額で入札を行うため、場合によっては工種の、A、B、Cがあり、Dのところ安くなる。そのように最後の工種まで行うので、価格に差が出てくるのか。なかなか難しい仕組みである。

（事務局）

実際に落札した事業者との契約の際には、単価設定において予定価格を超過している部分があれば、予定価格に収まるように交渉を行うなど、委員ご指摘のとおり難しい仕組みとなっている。

（委員）

その1からその4までであるが、指名競争入札なので、例えば、その1では経過調書の7

者のみが指名されているという理解でよいか。

その1からその4までであるが、それぞれ全く別の業者を指名するということでよいか。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

そうすると、その1からその4に指名を割り振る基準はあるのか。例えば、その3の業者では、もしかしたらより安くなるかもしれないということも考えられるのか。

（事務局）

指名方針は、1委託につき7者指名でその1からその4までであるため、合計で28事業者の指名となる。実績を踏まえつつ、契約係でバランスを考えて指名している。

（委員）

その1からその4で全て同じ3月11日に入札があったが、例えば、その1からその4まで7者ずつ指名ではなく、全者含めて28者で行うことはないのか。1委託しか指名できないことで不都合があるのか。

（事務局）

ルール上、予定価格の設定金額から、7者を指名する案件となっている。例えば、全者指名する考え方もあるが、手続き上、複雑になるので行っていない。やむを得ず、そのような方式を取ることもあるが、現在はこの形で運用している。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件2】

道路新設・事業用地等整備工事（その1）（単価契約）

道路維持（舗装側溝）工事（その1）（単価契約）

（事務局）

審議案件の2番「道路新設・事業用地等整備工事（その1）（単価契約）」および「道路維持（舗装側溝）工事（その1）（単価契約）」について説明する。それぞれ同様の案件として、その2からその8までである。まず最初に「道路新設・事業用地等整備工事（その1）（単価契約）」について説明する。

本件は、区道・区有通路に編入された敷地および私道の拡幅に伴う舗装・排水設備の整備と、各種事業用地買収事業に伴う土地の整備等工事を行うものである。

次に、入札結果について説明する。

15ページの公告書をご覧ください。本件は、推定限度額が5,000万円以上1億円未満の道路舗装工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付けがA、B、Cランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施した。

17ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。本件工事の入札には20者が参加し、2者が辞退、16者が最低制限価格未満で失格、予定価格以内最低制限価格以上で応札した池田建設株式会社が6,850万円、落札率●●%で落札した。

続いて、「道路維持（舗装側溝）工事（その1）（単価契約）」について説明する。本件は、道路維持管理に必要な道路構造物や排水施設等の補修について、緊急性が高く、小規模かつ点在する案件の工事を行うものである。

29ページの公告書をご覧ください。本件についても、推定限度額が5,000万円以上1億円未満の工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付けがA、B、Cランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施した。

31ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。本件工事の入札には21者が参加し、3者が辞退、1者無効、7者が最低制限価格未満で失格、予定価格以内最低制限価格以上で応札した共栄土木株式会社が6,360万円、落札率●●%で落札した。

抽出理由にある「複数の同種入札での落札率が非常に接近しており、人為的な影響がないのか入札経過、落札率接近の理由につき説明を」とのことだが、いずれの案件についても、単価契約の案件で、予定工事の単価合計金額にて入札を行い、地域を4か所に分けて発注している。

入札結果から、全ての案件について20人以上が参加し、いずれも8人以上が最低制限価格未満で失格になる等、非常に人気の高い工事であることが推察される。各事業者の受注意欲が強く、積算についても研究がなされた結果、競争が生じていると考える。そのため、どの案件についても最低制限価格付近にて落札となり、落札率が接近する結果となっている。

参考に、19ページから28ページ、33ページから43ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

「道路維持（舗装側溝）工事（その1）（単価契約）」について、31ページの経過調書を見ると、非常に金額が接近したところが並んでおり、最低制限価格未満のところもあるので、概ね同じような積算をして、応札をしているのが分かる。

「道路新設・事業用地等整備工事（その1）（単価契約）」の方を見ると、最低制限価格未満のところは多いが、1番手と2番手の6,800万円と7,100万は、それほど金額が接近していない。

この手の工事であれば、大体積算して似たような金額になるのかと思ったのだが、差が出た理由はあるか。

（道路公園課長）

事務局から説明があったように、本件は非常に人気のある工事で、積極的に狙って来るのだと思われる。

質問にあった「道路新設・事業用地等整備工事（その1）（単価契約）」については、2者以外は全部、最低制限価格未満ということで、狙っているところが非常にシビアであり、金額の表示されている2者が、一番後ろの金額を入れていると思われる。

これは、取りたい意欲によるところがあり、落札した業者は、おそらく最低制限価格未満の金額と接近しており、最後の2番目のところは、意欲がそこまでないため、金額の違いが起きていると推察される。

（委員）

金額は入っていないが、最低制限価格未満という具体的な金額が分かれば、実際に落札された6,850万円に近い数字が並んでいるということか。その辺はいかがか。

（事務局）

最低制限価格は●●●円であり、三英建設株式会社以降については、この金額より低いところで近くなっている。

先ほど課長から説明があったとおり、たまたま意欲のあるところが最低制限価格で沈んでしまい、それほど意欲のなかったところが少し高いところで応札した結果であったと推察される。

（委員）

この案件は、道路の補修工事ということで、区内を一定のエリアで分けて、その1からその8の8地区に分けているのか。

また、区内業者にとっては、単価契約であるため、年間ある程度の補修があれば、人気のある工事だと思う。配られた資料を見ると、同じ業者が落札しないで、バランスよく取っていると感じる。これまでに2か所を1者が取るという現象は、起こったことはあるのか。

（事務局）

こちらについては、4地域を年間で2回に分けて、前期、後期という形で発注している。

また、受注制限を設定しているので、例えば、前期の4地域の中で同じ事業者が2か所を取ることはない。

（委員）

補修では、施工箇所が多さや少なさ、どういうところを補修するのか等、全部を同じように舗装するのは異なり地域により個性があると思われる。

一方で、落札率については、「道路新設・事業用地等整備工事（その1）（単価契約）」および「道路維持（舗装側溝）工事（その1）（単価契約）」どちらも近い割合である。他の契約では、類似の契約でも落札率にある程度ばらつきが見られると思うが、道路に関しては、落札率が非常に近い傾向が見受けられる。道路工事における落札率が、近くなる特徴はあるのかについて、教えていただきたい。

（道路公園課長）

まず、今回の工事の特徴は単価契約で、それぞれ400近くある工種の積み上げになっている。地域ごとに工事の内容等に差があるかについては、住民の皆さんからの陳情に基づいて、舗装の補修、施設の取り替え、清掃等さまざまな工事がある。

地区により、例えば、西側は東側より農地が多いため、清掃の回数が多いこと、あるいは、東側は西側より施設が古いため、施設の取り替えが多いという地域の特徴はある。ただし、工事の内容に関しては、それぞれに偏りがあるわけではないので、同じ工事を行うこととなる。

今回、落札率が近いことに関しては、本件は人気のある工事のため、最低制限価格を狙って応札されるため、結果として最低制限価格未満の多い場合や少ない場合が出てくると思われる。その結果、最低制限価格付近で落札率が近いのではないかと推察される。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件3】

練馬区立新たな小中一貫教育校仮設校舎等の賃貸借

（事務局）

審議案件の3番「練馬区立新たな小中一貫教育校仮設校舎等の賃貸借」について説明する。

本件は、旭丘小、中学校を新たな小中一貫教育校とする改築に伴い、工事期間中に使用するプレハブの仮設校舎を令和5年8月1日から令和7年12月31日までの間、リース契約により設置するものである。

次に、入札結果について説明する。

45ページの公告書をご覧ください。本件については、1年間における支出予定価格が1,000万円以上の賃貸借契約となるため、練馬区制限付き一般競争入札実施要綱に基づき、制限付き一般競争入札を実施した。

47ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。本件の入札には6者が参加し、2者が不参、1者が辞退、予定価格以内で応札した大和リース株式会社東京

本店が、7億6,000万円（税込価格8億3,600万円）、落札率●●%で落札した。

抽出理由にある「非常に高額であること、落札率が高いことの二点で抽出した」とのことであるが、まず、予定価格の設定について、同様の業務において、過去に実績のある事業者3者から、下見積を取得した。その後、下見積を参考に、所管課において実勢価格、延床面積、過去の案件の落札率等を精査し、予定価格を設定した。

まず、高額であるとのことだが、前回令和2年に、上石神井北小学校の改築の際にも同様の契約を行ったが、当時の予定価格は●●●円であったため、予定価格については同程度である。

次に、高落札率について、上石神井北小学校より前の契約の際には、仮設校舎の賃貸借の発注に当たり、予定価格の設定の際には算定していた内容が、仕様書に明確に記載していない部分があり、事業所において算定ができず、落札率が低くなっていた経緯がある。しかし、令和2年以降は、「学校改築の標準仕様書」を作成し、そうした求めるべき内容を明確に仕様に記載するようになり、具体的には、仮設においても、遮音性や断熱性について、一定程度の水準をきちんと求めるようになったことから、落札率についても高くなってきたものと考えられる。

また、本件については、小・中学校2校分を兼ねた仮設校舎であること、一部既存小学校を再利用するため、延床面積は過去の改築校と大きく変わらないが、それぞれの既存の校舎の配管や配線等や渡り廊下の掛け替え等が特殊なものとして追加されている。

こうした理由も、落札率が高くなった理由の一つかと思われる。

参考に、49ページから57ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

これについて、質問・意見等があれば、願います。

（委員）

旭丘小学校に小中一貫の仮設校舎ができるとなると、別の場所に小中一貫の学校が建設されるのか。どこの小学校と中学校が一貫校になるのかお伺いしたい。

（学校施設課長）

今回の新たな小中一貫教育校については、旭丘小学校と旭丘中学校の敷地を使い、両方の敷地に校舎を建てて、渡り廊下でつなぐという形で建設する。

工事は来年から始まり、令和8年に竣工予定である。

（委員）

そうすると、施設一体というよりは、大泉桜学園のように校庭が二つ並んでいて、隣あっている施設をつなげたというイメージでよいか。

（学校施設課長）

大泉桜学園の場合は、既存の学校校舎を活用して、小中一貫教育校という形で整備をし

ている。

今回に関しては、先ほど申し上げたとおり、校舎を新設した上で、渡り廊下でつなぐ。練馬区で初の一体型の小中一貫教育校になる。

（委員）

規模によっても違うかと思うが、今回と同じような規模の仮設校舎の賃貸借で、他の地域の事例との価格を比較する資料はあるのか。

詳細でなくても、今回と類似の相場で、地域によっても異なると思うので、概ねの金額が算出されている資料が分かれば教えていただきたい。

（学校施設課長）

特段、他区や他の地域で、賃貸借の相場を把握しているものはない。ただし、賃貸借という点で言えば、今回は、資材を運搬して校庭に仮設校舎を建てて、一定期間使用することになる。そのような意味では、特段、地域差が出るものなのか、何とも言い難いと推察される。

（委員）

予定価格を算定するときに、下見積りを3者の業者から取られたとのことだが、その3者は、本件で応札してきた会社に含まれているのか。

（学校施設課長）

本件で下見積りを取った3者が応札している。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件4】

令和4年度 ハチ等対策事業委託

（事務局）

審議案件の4番「令和4年度 ハチ等対策事業委託」について説明する。

本案件は、区民の生活に支障を及ぼす可能性のあるスズメバチの巣を撤去することを目的とし、区民からのスズメバチの巣に係る撤去依頼の電話受付業務、実際の撤去業務およびスズメバチを含めた害虫全般に対する区民からの電話相談の対応等業務について委託するものである。

次に、入札結果について説明する。

59ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧いただきたい。入札にあたっては、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満となるため、6者を指名し、指名競争入札を実施した。

開札の結果、6者が応札し、予定価格以内で最も安い価格で応札した株式会社ヨシダ消毒が840万円（税込価格924万円）、落札率●●%で落札した。

抽出理由の「落札率が●●%だが、ハチの駆除業務があればより低額な入札があつて然るべきではないか」とのことであるが、本件は、予定価格の設定に当たり、2者から下見積りを取得し、より低い金額を予定価格として設定した。入札の結果、予定価格以下の金額を提示できる業者は他におらず、下見積事業者が下見積りと同じ金額で落札したため、落札率が●●%となっている。

本件委託業務は、撤去依頼の電話受付、実際の巢の撤去、害虫等相談業務について一体として委託契約を行っている。

従って、価格の妥当性について、委託内容が異なるので他自治体と単純に比較するのは難しいところだが、令和3年度で比較すると、練馬区の巢の撤去総数が600件、契約金額が924万円であったので、駆除1件当たり1万5,400円となる。単価契約で巢の駆除業務を行っている他区の平均金額を算出すると、1件当たり2万3,000円程度であったため、比較的安い金額で契約していると推察される。

参考に、61ページから64ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

これについて、質問・意見があれば、願います。

（なし）

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件5】

令和4年執行参議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託

令和4年執行参議院議員選挙における当日投票所（区東部）の設営等委託

（事務局）

審議案件の5番「令和4年執行参議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託」および「令和4年執行参議院議員選挙における当日投票所（区東部）の設営等委託」について説明する。

まず、令和4年執行参議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託について説明する。本件は、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙に係る期日前投票所7か所、当日投票所53か所、開票所1か所の会場設営、物品搬入および

撤去作業について委託するものである。

次に、入札結果について説明する。

入札に当たっては、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が3,000万円以上の案件となるため、9者を指名し、指名競争入札を実施した。

65ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧いただきたい。本件の入札には9者が参加し、5者が辞退、1者が不参、予定価格以内、最低制限価格以上で応札した東京企画装飾株式会社が、2,731万2,300円（税込価格3,004万3,530円）、落札率●●%で落札した。

次に、令和4年執行参議院議員選挙における当日投票所（区東部）の設営等委託について説明する。本件についても、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙に係る当日投票所18か所の会場設営、物品搬入および撤去作業について委託するものである。

次に、入札結果について説明する。

入札に当たっては、要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満の案件となるため、6者を指名し、指名競争入札を実施した。

83ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧いただきたい。本件の入札には、6者が参加し、1者が辞退、2者が不参、予定価格以内、最低制限価格以上で応札した株式会社ムラウチホビーが、611万3,000円（税込価格672万4,300円）、落札率●●%で落札した。

次に、本件の抽出理由にある「投票所の開設は短期間で設備も簡単なもので、この契約金額が妥当なのかどうか」についてである。

本件の予定価格は、いずれも2者から下見積を取得し、安価な金額を予定価格とした。

投票所の設営についてであるが、その多くは小中学校の体育館で実施されているが、そのほかにも、視聴覚室であったり、ホールであったりと多岐にわたる。

また、設営時期についても、学校の状況により、投票日の前々日である金曜日の夜、前日である土曜日の朝、昼、夜と細分化されて設定されており、複雑な体系となっている。

作業員については、平均1か所当たり7人程度を要し、西部であれば、延べ370人の人員を要することとなる。

次に、価格の妥当性についてであるが、他自治体とは、委託する業務内容が異なるため、一概に比較することは難しい。

区における契約実績で考えると、令和4年の区長選が2,960万3,530円、令和3年度の衆議院選が3,301万2,925円、令和3年の都議選が3,982万円、令和2年の都知事選が2,948万円で、平均すると、3,297万9,113円である。

今回の契約金額が3,005万円程度であり、平均金額よりは低かった。契約金額としては妥当だったのではないかと考える。

参考に、67ページから82ページ、85ページから89ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

本件は、区の西部と東部に分けて、それぞれ指名競争入札を実施しているが、例えば、

西部と東部をまとめて指名して、そのうち、どちらかにおいて応札させるということは難しいのか。

（選挙管理委員会事務局長）

本件で、東部と西部に分けて契約を行っている理由であるが、元々は全体を1者で契約する方法を取っていた。

しかし、練馬区の場合は、人口が増え続けて来ており、投票所の数が多いこと、また、選挙というものが、衆議院選挙では解散であるとか、都知事選挙においても、急に知事が辞めるといった形で、急に選挙を行う場合がある。

このようなことに対応するためには、1者で区全体を1つの契約で行うことは厳しいとの事業者からの意見もあり、現在は、契約を東部と西部に分けて行う形を取っているものである。

（委員）

要するに、それぞれの案件で指名をするということか。

業者から、逆の地域で指名を受けたいというリクエストは、特になのか。

（選挙管理委員会事務局長）

特にな。

（委員）

東京企画は、ずっと選挙で実績があるので、投票所が増える中で、1者だけでは行えないということで地域を分けたことは理解できる。

一方で、投票所の半数を他の業者で行えるかというところを考えて、53と18の分け方になったのだらうと、先ほどの説明で理解した。

また、短期間の作業で、業者が限られる中ではあるが、落札した東京企画とムラウチホビーの入札価格が、それぞれ二番札、三番札の額と大分違っている。この違いについて、所管としてどのように整理しているか。

（選挙管理委員会事務局長）

入札価格が大分違うということについて、入札経過の報告書を見て、所管課としても同じような感想を持っている。

この違いであるが、事前に見積りを徴取した段階では、概ね一定金額で提出されるが、入札になると見積りよりさらに低い額で応札し、最終的には落札ということが起きている。

そのように考えると、選挙で仕事を取ることに對して、意欲がどれだけあるかというところで、今回落札された2者は、高い意欲を持って入札されたと理解している。

（委員）

65ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）は、「令和4年執行参議院議員選挙における期日前投票所・当日投票所（区西部）・開票所の設営等委託」となっており、83ペー

ジの入札（見積）経過調書詳細（物品）では、「令和4年執行参議院議員選挙における当日投票所（区東部）の設営等委託」となっている。前者に期日前投票が入っているが、後者には入っていないということは、期日前投票は西部だけで行われるのか、あるいは区全部を西部が担当しているのか。

（選挙管理委員会事務局長）

期日前投票所は区内では7か所設けており、区内全域にバランスよく配置している。

先ほど、委員からもお話があったような、東部と西部で、西部に多めに仕事が割り振られている理由であるが、練馬区の場合は、投票所や人口が多いこともあり、選挙のために区で保有している物品が大量になっているという点がある。

選挙は頻繁に回数があるものではないため、区内に、区が持っている保管場所を優先的に使える状況にはない。そのため、選挙物品の大部分を、埼玉県のふじみ野に倉庫を借りて選挙対応をしている。そこに、当日投票所の機材、期日前投票所の機材等を全部保管しているのが通常の状態であり、選挙が始まる時に、ふじみ野の倉庫から東京に物品を移して、なおかつ、東部と西部で期日前投票に対応するために、その物品を、今回は西部の事業者が全て仕分けを行い、その上で東部の業者に仕分けしたものを引き渡すという2段階の仕組みの仕事をしているために、西部に負荷がかかっている。

このようなことから、期日前投票所については、西部に一括で委託している状況である。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件6】

新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入

（事務局）

審議案件の6番「新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入」について説明する。
類似案件として、その2がある。

本件は、区立小中学校の宿泊を伴う校外学習において、出発前に参加生徒、引率教員の全員に抗原定性検査を実施し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、安全かつ安心して校外学習に参加できる体制を整えるため、抗原定性検査キットを購入したものである。

次に、本件の抽出理由にある「コロナ検査キットであれば、随意契約にする理由はないのではとも思われる」についてである。

資料91ページの特命随契見積調書をご覧ください。

本件は、東邦薬品株式会社東京営業部練馬営業所と特命随意契約を行っている。

続いて、93ページの業者指定理由書をご覧ください。

本件については、出発前に全員の検査を行うためには、5月中旬までに3,000個、5月末までに4,000個、6月中旬までに4,000個の計1万1,000個を購入する必要があった。また、全校に短期間で一斉に通知等を行い、順次配布することから検査キットの操作手順等について混乱を避けるため、同一規格の検査キットを確保することが求められた。

最初に、特命随意契約とした理由についてである。

まず、所管課において、校外学習に参加する前に全員に検査を実施すると判断した時期が、令和4年4月中旬の段階であり、5月中旬までにキットを用意するには、到底、競争入札を行ってはいは手続き的に間に合わない状況であった。また、5月末、6月中旬に必要となる検査キットについても、同時期に発注しなければ在庫が抑えられるかどうか不明であったこと、また、コロナ禍の中で、全国で検査キットの需要が高まっていたところ、全部で1万1,000個を納期までに用意できると回答があったのは、当該事業者以外になかった。

こうした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、東邦薬品株式会社と特命随意契約としたものである。

次に、新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入（2）についてである。

97ページの特命随契見積調書をご覧いただきたい。本件についても、東邦薬品株式会社と特命随意契約を行っている。

当該案件も、校外学習用に、8月末と10月中旬に合計1万4,000個の抗原検査キットを購入したものである。

99ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。所管課においては、6月の段階で新型コロナウイルス感染者数の減少を受け、9月以降の校外学習においては、検査を一旦中止することとした。

ところが、7月に入り、感染者数が激増し、再度、宿泊を伴う校外学習について全員の抗原検査を実施することを判断した。

1と同様に、この時期において、競争入札を行ってはいは、予定されていた8月末の修学旅行には、到底間に合わなかった。また、同時に抗原検査キットの取り扱いのある事業者8社に個別に確認したところ、各事業者とも感染者が急激に増えていることから在庫が逼迫していること、既に、この時期に発注しても確保できるかどうか不明であると回答があり、結果として、当該事業者のみが1万4,000個を納期までに用意できる唯一の事業者であった。

こうした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、東邦薬品株式会社と特命随意契約としたものである。

参考に、95ページ、101ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

この件に関して、質問・意見があれば、お願いします。

（委員）

今の説明で、大体の事情は分かった。

他に問合せたところが、検査キットをそろえることが難しく、東邦薬品株式会社が用意できるというのは、事業規模などで、ここが一番抜き出ているということなのか。

（保健給食課長）

事業全体の予算は把握していないが、東邦薬品株式会社が大きな病院等に納品しているとは聞いている。そのような関係もあり、一定数の確保ができたと聞いている。

（委員）

先ほど事務局の説明で、8社という数字が出てきた。これは、類似案件のところか。類似案件の業者指定理由書に「8社」という具体的数字は入っていないさそうであるが、指定理由書に、例えば、具体的にどういうところと見積り合わせをして、他の業者がいくらだったため、その結果として東邦薬品に決定したという書き方をしたら不都合があるのか。

（事務局）

後段に、「確保の可能な事業者について見積り合わせをしたところ」とある。ただし、具体的に「8者に見積り合わせをしたが、当該事業者以外に確保可能なところはなかった」と入れることは特に問題がないので、今後そういうところも検討していきたいと考える。

（委員）

当趣旨は、指定理由書において「このような理由で当該業者に指定した」とあるが、具体的な理由がより明確に記載されていた方がいいと思うためである。

それに関しては、いかがか。

（保健給食課長）

私どもとしては、「他にも当たったが」と記載したが、委員が言うような「いくつかの会社に」といったところを具体的に書くことについては、支障がないので検討していきたいと考える。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。ただし、業者指定理由書の書き方について、抽象的な内容ではなく、より具体的な内容を書くような工夫をしていただきたい。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件7】

教員用タブレットパソコン等機器の購入

（事務局）

審議案件の7番「教員用タブレットパソコン等機器の購入」について説明する。

本件については、「児童生徒用タブレット」の一層の活用に向けて、教員のICT機器活用能力を向上させ、授業においてICT機器を有効に活用できるよう、教員に対して、児童生徒が現在利用しているものと同程度の機能を持つタブレットを2,420台配付したものである。

「児童生徒用のタブレット」についてであるが、文部科学省は、令和元年12月に「GIGAスクール構想」を打ち出し、児童・生徒1人1台の端末配付などを示し、ICT環境の整備を推進した。このことを受けて、区においては、区立小中学校の全児童・生徒に、通信機能を備えたタブレットを配備する計画を策定した。タブレットに学習支援ソフトを導入し、協働学習やプログラミング教育等の授業において、調べ学習・意見整理・資料作成・発表等の活動で利用することとし、令和2年度末に、区立小中学校に在籍する児童・生徒に計4万7,301台の導入を行っている。

今回、教員も同様の端末を有することで、授業におけるICT活用を推進できると判断し、配備することとしたものである。

次に、入札結果について説明する。

103ページの公告書をご覧ください。入札に当たっては、予定価格が1,000万円を超える物品の買入れに該当するので、制限付き一般競争入札を実施している。

105ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。本件の入札には、6者が参加し、1者が辞退、1者が不参、富士電機ITソリューション株式会社が、7,790万円（税込価格8,569万円）、落札率●●%で落札した。

次に、本件の抽出理由にある「高額であること及び落札率が低率であること」についてである。

まず、本件の予定価格の設定についてであるが、先ほど説明した、令和2年度に入札を行った児童生徒用タブレットの配備の際に、入札参加事業者であった事業者から下見積を取得し、より低い金額を予定価格として設定した。

予定価格は、スペックについて、児童生徒用タブレットと同程度であり、また価格についても、当時の市場価格と比較して、妥当であると判断したものである。

次に、落札率が●●%と低率であったことについてであるが、物品購入の入札においては、最低制限価格を設定していないため、安くても失格になることがない。また、これは、憶測の域を出ないが、事業者が在庫を多く抱え、安く販売しても、利益が出ると考えた可能性もある。

その理由の一つとして、文部科学省が、GIGAスクール構想の際に示したガイドラインにおいて、パソコン配備の際に、国が負担する補助金の基準が4万5,000円と示されており、様々なメーカーが同程度の価格帯で提供できるスペックのタブレットを数多く製造していたという経緯がある。

さらに、販売店から特別価格での営業を、実際に受けたこともあった。落札した事業者は、全国的にコンピューターおよびその周辺機器等の販売等を行っている事業者で、同様のタブレットについて、令和2年度時点では、全国165の自治体に約70万台のタブレット

端末を納入している。

参考に、107ページから112ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

本案件は、単純に物品の購入であり、その他のアフターサービスが様々ついているであるとか、追加の費用が発生するであるとか、そういうものではないのか。

（事務局）

あくまでも物品購入であるので、単純に購入するという契約である。

（委員）

国のGIGAスクール構想がコロナの関係により後押しされて、このような機器の配備が進んでいるということは、状況によってはよいのではないかと思っている。ただし、先生方にこのような形で配布することになると、先生方が、どのようにうまく授業の中に活かしていくかというところが気になる。導入した後、先生方に、使い方や研修等を実施し、段取りを組んで行っていくことが重要であると思う。

その辺について、学校において「このようなことを行うようにする」、「このようなことを行っている」ということがあったら伺いたい。

（教育施策課長）

委員から話のあった、先生方がいかにしてタブレットやパソコン等のICTを有効に使っていくかというのは、重要な課題である。

具体例を申し上げますと、子どもたちのタブレット活用が実質的にスタートした令和3年度から、学校の現場に出向いて、先生方と一緒に授業をつくったり、パソコンの操作などを指南する支援員を令和3年度から倍増して28名体制にしたりした。

また、日常的な使い方や初歩的な使い方に関しては、オンラインや動画配信の研修などにより、授業で使いやすくなるような取り組みを行った。パソコンを用いて内容を充実することに関しては、各校に1人、ICTの利活用推進という先生方を選任し、合計98名を集めての研修を私どもが行っている。そして、その98名の先生方が研修で身につけたものを学校で還元していただいている。支援員や研修の体制は、今年度も継続して行っている。

さらに、令和3年度に具体的な取り組みが始まり、各学校の各教員が授業の中では、このソフトをこの場面で使い、その後、教室の電子黒板に投影する等といった授業づくりのポイントを各学校の実践事例ということで収集し、令和3年度中にデータを整理し、令和4年度当初に全学校、全教員向けに配付したところである。

先生方の力量を高めていくことに関しては、時間のかかる話であるので、今申し上げた状況を継続していくこと、また、私どもが用意した研修でなくても、学校が独自で夏休みに自主研究会を開いたり、学校の枠を超えて先生方が集まり、勉強会が行われたりしているため、より具体的な好事例を全校に広げていくことを教育委員会として進めていきたいと考える。

（委員）

資料105ページの入札経過において、各業者の入札価格の差を見て驚いている。仕様の中で内容を定めているとは思いますが、これほど価格の差があり、一番低い金額であった富士電機の製品の品質は大丈夫なのか。

（教育施策課長）

まず、仕様の中でスペック等々、縛りをかけて、それに関するものを、検査を踏まえて納品していただいている。

子どもたちが使っているChromebookは、あるメーカーのものであるが、私たちはそれと同スペックで、Chromeの動く環境があれば、A者でも、B者でも、C者でも、物については、同じ環境であれば構わないとしている。

先ほど、事務局から話があったように、市場の中でスペックを担保しつつ、流通しており、確保しやすい機種が選定されたと認識している。

夏休みに機器を配付し、9～11月の3か月が経過しているが、学校現場において、日常使いをしている教員の方々からは、不都合や不具合は発生していない。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件8】

教員用タブレットパソコンにおけるモバイル通信サービスの利用

（事務局）

審議案件の8番「教員用タブレットパソコンにおけるモバイル通信サービスの利用」について説明する。

本件については、案件7で説明した、購入した教員用タブレット2,420台の利用に当たり、LTE通信が必要であることから、通信事業者との回線契約を締結したものである。

次に、入札結果について説明する。

入札に当たっては、要綱に基づき、予定価格が3,000万円以上の案件となるため、9者を指名し、指名競争入札を実施している。

113ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。本件の入札には9者が参加し、3者が辞退、4者が不参、ソフトバンク株式会社が、4,791万6千円、落札率●●%で落札した。

次に、本件の抽出理由にある「高額であること、業務内容に対して妥当な価格であるのか、また落札率が低い点で検討を要する」とのことについてである。

まず、本件の予定価格の設定について、本案件も令和2年度に入札を行った児童生徒用タブレットの回線契約の際に入札参加事業者であった事業者から、下見積りを取得し、その金額を参考に予定額を設定している。

価格の妥当設定については、現在運用している児童生徒用タブレット1回線当たりの契約金額を割り返すと、月額単価は143円である。本件における1回線の単価は990円であるので、比較すると契約に差があるが、教員用は、通信容量が児童生徒用に比べ4倍となっているので、市場価格と比較しても十分安価な設定であると確認している。

次に、落札率が●●%と低率であったことについてである。まず、本件は回線の利用契約であるため、最低制限価格を設定しておらず、失格になることはない。当該事業者は、児童生徒用タブレットの回線（4万8,000回線）も受注しており、練馬区の教育現場の回線状況について熟知し、より低い価格設定が可能となったことも推察される。

また、他区のGIGAスクール端末の回線についても当該事業者のシェアが高く、都内自治体における事業実績を営業戦略として考え、積極的に落札してきた結果ではないかとも推察される。

参考に、115ページから120ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

仕様書を見ると、履行期間が37か月となっており、実質3年であるが、これは通信の契約期間が3年間ということで、本契約が終了したらどうするのか。機器が新しくなるため、通信サービスも、もう一回入札ということになるのか。

（教育施策課長）

事務局から話があった子どもたちのタブレットは、5年間のリース契約をしており、令和8年2月に向けて、追加で先生方のタブレットを購入した。通信環境を同じLTEで整えるが、一つの区切りとして、子どもたちのタブレットを更新するタイミングで機種の入替えであったり、通信方法を変えたり、見直したりということが想定される。

先生方の通信の契約期間を令和7年8月31日までとしているが、これ以降に関して、この契約を同じ内容で延長できるのか、契約方法を変えていくのかについては、まだ内部で検討中である。

いずれにしても、一定程度、長期継続の契約期間として、次の更新を前提に判断したものである。

（委員）

今の説明では、児童生徒の契約期間に履行期限を合わせて、契約期間を設定したという理解か。

（教育施策課長）

リース期間の前に、再構築や機種の入替え作業が行われる予定である。

児童生徒のタブレットより少し前の期間を設けているが、令和7年度の中で、もう一度、

全体像を見直す必要があるということで考慮したところである。

（委員）

4,700万円という金額は、単年度の契約金額なのか、37か月間の総額かどちらであるか。

（教育施策課長）

総額である。

（委員）

資料の113ページの入札経過調書を見て驚いている。

札を入れた2者の価格の差が大きいのは、通信サービスの価格自体が高いのか。今回、他者と比べて、なぜこれほど低価格であるのか、いま一度、ご説明いただきたい。

（教育施策課長）

私どもも予算を整理する上で、下見積りを取得しているが、下見積りの段階でも2倍弱の差があった。

複数のキャリア事業者に話を伺うと、このような分野に、集中的に一定程度のサービスを提供して、ユーザーの囲い込みや、狙っているターゲット層が、個々人の市場において支援を取得するか、教育環境や法人で支援を取得するか、それぞれ事業者の考え方に違いがあると推察される。

価格の妥当性に関しては、先ほど事務局から話があったとおり、安かろう悪かろうではない中で、法人としての経営方針や営業努力によるものであると推察される。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件9】

令和4年度 図書の購入（光が丘図書館外11館分）（単価契約）

令和4年度 図書の購入（練馬図書館）（単価契約）

（事務局）

審議案件の9番「令和4年度 図書の購入（光が丘図書館外11館分）（単価契約）」および「令和4年度 図書の購入（練馬図書館）（単価契約）」について説明する。

類似案件として、それぞれ雑誌の購入について同様に契約を締結している。

本件については、光が丘図書館および指定管理者館11館の図書資料を購入するものと、別契約として練馬図書館1館分の図書資料を購入する契約である。

抽出理由の「対象が図書であり入札に親しむのではないかと考えられ、何故随意契約となったのか、また、練馬図書館だけ別契約になっている理由」についてである。

まずは、特命随意契約の理由である。

資料121ページの特命随契見積調書をご覧いただきたい。

本件は、東京都書店商業組合練馬支部と特命随意契約を行っている。本支部は、「東京都書店商業組合」に属し、練馬区内の加盟書店5店で構成されているものである。当該組合は、「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいた「商工組合」（法人）であり、中小企業組合員の経済的地位向上と業界全体の改善発達を目的としている。

本件図書については、10%引き、雑誌については7%引きとして契約を行っている。

続いて、123ページの業者指定書をご覧いただきたい。

業者の指定理由は、2の指定理由に記載のとおり、1書店では対応が難しい、さまざまな出版社の図書を速やかに図書館に納品可能であるということ、また、新刊図書について、実際に現物を確認して、購入の可否を決める「見計い」選書が可能であり、選書を行う光が丘図書館に新刊図書を持ち込み、購入を決定した図書のみを納品し、購入しない図書を引き上げてもらうことが可能である。さらに、地域に密接した支部員の書店が各図書館を担当するため、返品、交換等にも速やかに対応が可能である。

また、区として、書店業者によって組織された区内唯一の団体である、当該組合の振興発展に寄与するという役割を担っている。

こうした理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、当該組合支部と特命随意契約としたものである。

次に、練馬図書館だけ別契約になっている理由である。

以前より、練馬区では、直営館ごとに予算の執行をしており、館ごとに実情に合わせて計画的な購入を実施してきた。ただし、現在は、指定管理者館への移行が進み、練馬区の直営で行っている館は、光が丘図書館と練馬図書館の2館のみとなっている。そのため、直営館としての練馬図書館が個別に予算の執行を行っているものである。

なお、指定管理の図書館の図書購入について、光が丘図書館が一括して購入している理由であるが、指定管理は、5年間の更新であり、5年で事業者が変更する可能性がある。安定性・継続性の視点から、選書業務については、指定管理に移行せず、区が責任を持って行うこととし、光が丘図書館が一括して購入している。

参考に、125ページから127ページ、139ページから141ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明については以上である。

（委員）

契約を2つに分けた理由としては、直営館が練馬区に2館あり、光が丘図書館は他の図書館を代表して、練馬は練馬を担当して、契約を2つにしているということか。

（光が丘図書館長）

事務局から説明があったように、区立図書館は、12館1分室ある。

元々、全てが直営館であった時代には、直営館がそれぞれで購入を行っていた。指定管

理が進んだ中で、直営館は直営館として購入し、指定管理の分は光が丘図書館で購入することとなった次第である。

（委員）

そうすると、2案件とも随意契約になっているが、業者指定理由としては、ほぼ同じ内容ということでしょうか。

（光が丘図書館長）

そのとおりである。

（委員）

記載が若干異なっているのは、理由書を書いた人がそれぞれ違うからか。

（光が丘図書館長）

そのとおりである。

（委員）

直営館と指定管理者で契約が2件あるが、見計いについては、2回行うということか。

（光が丘図書館長）

見計いは、新刊本について行うものである。

私どもの発注方法は、新刊本を発注するために見計いを行っての発注と、既に発売されて出回っている本を発注するリスト発注の2種類である。

その中で、新刊本は、市場において評価が定まらないところで、現物を納品していただき、本を手元に置いて確認し、購入するかどうかを決める。そして、購入する本は、そのまま納品していただくが、購入しない本は引き取っていただく。このような対応をしている事業者が、現在の組合となっている。

そのため、見計いは、光が丘の分は光が丘図書館で指定管理を含めて行い、練馬は練馬図書館で行うこととしており、それぞれ1回ずつとなっている。

（委員）

他の事業者では、見計いを行っていただけないということか。

（光が丘図書館長）

他の事業者で、見計いができると言っているところもある。ただし、事務局から説明があったとおり、見計いができることは理由の一つであるが、他の理由も含めて組合と契約している。

（委員）

見計いについては、仮に見計いの手数料が金額に含まれているとなると、全図書館を集

約して1回行えば、2回行うよりいいのではないかと思うが、いかがか。

（光が丘図書館長）

私ども図書館の職員は、さまざまな業務がある。

見計いは、選書という業務になるが、それ以外にも、カウンター業務や学校支援業務等さまざまな業務がある中で、一堂に会して、場所を変えて行うことは、移動の時間等を考慮すると難しく、光が丘は光が丘図書館で、練馬は練馬図書館で実施している状況である。

（委員）

指定理由書の中で、見計いの話や書店組合の振興については理解できる。

一方で、書店組合は、練馬区内で5者のみということで、大手の書店であれば、減る可能性は低いと思うが、組合に加入している小さい書店では、場合によると5者が4者になる、あるいは3者になる可能性があるのではないか。業者指定にしている理由は理解できるが、先々のことを考えると、どうなのか。何か考えがあれば伺いたい。

（光が丘図書館長）

私どもとしても、委員が指摘する点は、非常に今後の不安として抱えているところである。

現在、区内には大手を含めて20者の書店がある。そのうち、大手ではない個人書店は6店舗しかない。その6店舗のうち5店舗が、組合に加入している状況である。

個人書店は、年々減っている状況であり、見計い以外にも、他の違うシステムで行えると伺ってはいるため、組合と契約しないという方策も、担当としては検討している。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件10】

練馬区立泉新小学童クラブ運営業務委託（令和4年度～令和8年度）

（事務局）

審議案件の10番「練馬区立泉新小学校学童クラブ運営業務委託（令和4年度～令和8年度）」について説明する。

本件は、放課後等に保育を必要とする児童の保育および指導を行う学童クラブの運営について業務を委託するものである。

最初に契約方法について説明する。

151ページの業者指定理由書をご覧いただきたい。

本件は、株式会社グローバルキッズと特命随意契約を行っている。

業者の指定理由は、2の指定の理由に記載のとおり、平成23年11月24日付け23練児子第3181号により、プロポーザル方式による事業者選定を行った結果、当該事業者を本件の受託事業者として選定し、平成24年4月から平成29年3月まで委託した。

その後、5年間の履行状況、利用者アンケートの結果により、平成29年4月から令和4年3月まで、さらに同様に、令和4年4月から令和9年3月まで、契約を更新したものである。

学童クラブ業務については、児童の安定と適切な指導のためには、事業者や職員が頻繁に変更となることは好ましくなく、一定程度、同一の事業者が継続して運營業務を委託するところが望まれる。そこで、5年間の長期継続契約を採用することとし、5年ごとの履行状況等を勘案して、最大2回の更新を可能とし、最大で15年間の契約を可能としている。

なお、プロポーザル方式とは、高度な専門性を必要とするものなど、価格のみによる競争では不十分な案件、または馴染まない案件について、事業者から提案を募り、企画力、技術力、実績等の評価に基づき、事業者を選定する方法で、選定業者と特命随意契約を行うものである。

次に、抽出理由の「契約日が本年4月1日の学童クラブ運營業務委託契約であるが、契約者のグローバルキッズは、報道によれば昨年7月に豊島区での不正水増しが発覚し、当該法人が東京都も本年1月から検査を実施して不正が発覚したとある。本契約時点で当区では当該契約者の契約資格につき問題を把握していたかどうか、また本件契約履行上不正の有無につき説明を」とのことである。

まず、豊島区における水増し請求の概要について説明する。令和3年度の豊島区の施設の監査において、令和元年度の名簿の提出が求められ、実際には、本部所属の職員の出勤簿を施設で勤務していたかのように偽造して提出していた。この事実の発覚を受けて、東京都内で運営する全ての認可保育所、認証保育所の調査を実施したところ、複数の施設において同様の報告を行っていたことが確認された。

当該の内容について、事業者から説明があったのは、令和4年6月15日であった。本契約締結時点が4月1日であることから所管課では、把握していない。

次に、区における不正の有無に係る調査であるが、令和4年7月1日に、立ち入り調査を実施し、精算報告書の人件費と職員の賃金台帳の照合等を行ったが、不正の事実はなかった。

また、当該事業者は、区において、石神井町学童クラブも委託しているが、同様に調査した結果、問題はなかった。

参考に、153ページから165ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

(委員)

この件に関して、質問・意見があればお願いします。

(委員)

報道の内容であるが、本年1月に東京都が検査を実施した段階では、練馬区に情報は伝

わっていなかったということか。

（子育て支援課長）

今回、豊島区で発覚したところは保育園で、練馬区の契約は学童クラブである。

その違いがある上で、東京都が調査を始めた時点では、まだ調査中ということもあり、子どもがこの情報を取得したのは、6月15日にグローバルキッズが会社のホームページで公表を行うに先立ち、「実は今から公表するのだが」と、事業者から情報提供をいただいたのが初めてである。

（委員）

契約後にこのような事情が発覚して、7月1日に調査した結果、練馬区内において、特に不正はなかったとのことであるが、他の地域で、例えば豊島区で不正水増しが発覚した場合、契約書上、後発的な事情によって契約の効力に影響はあるという条項が設けられているかどうかについて、お伺いしたい。

（子育て支援課長）

実は、7月1日に立ち入り調査をしたのは、不正が発覚したからではない。

元々、区としては、5年間の長期継続で契約しているところだが、人件費は精算方式を取っているため、実際に使っていない部分はお返ししている。ただし、年度末に精算するとき、全ての確認が終わるかということ、難しいものがある。そこで、人件費については、7月頃に立ち入り検査を実施して、事前の予定シフト表、実際の実績シフト表を全て提出していただく。そして、実際の実績シフト表と賃金台帳を照らし合わせて、出勤の実態があるか、水増し請求がないかどうかを確認している。

また、これら以外にも、練馬区の職員には、事務の職員と、保育チーム（元々、学童クラブで働いていた職員）がいる。

保育チームは、現場でアドバイスや指導を行うが、その際には、事前に予定を言わずに、「今日、伺っていいか」と連絡して現場に行く。そこで、予定シフト表と照らし合わせて、出勤されていることを確認するため、基本的に練馬区の場合は、事前のシフトで人が揃っているか、事後において実績シフト表と照らし合わせて確認する。

現場では保育チームが確認し、その後、事務の職員が賃金台帳と照らし合わせるという形で、不正水増しがないかどうかを確認している。

契約については、不正水増しを確認された場合、お返しいただくという条項を盛り込んでいる。

（委員）

そもそもの契約自体の効力に何か影響があるかということところまでの条項はないのか。

（子育て支援課長）

契約解除の条項を設けている。

（委員）

今回の不正は、練馬区では不正がなかったということで、契約解除の条項への該当性は、消極的に考えるということか。

（子育て支援課長）

練馬区においては不正がなかったため、練馬区として契約解除をする理由はないと考えている。

（委員）

本事業者は、結果として東京都や豊島区から何らかの処分は受けているのか。

（子育て支援課長）

行政処分までは至っていないと伺っている。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

<報告事項>

令和4年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

（事務局）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

この件に関して、ご意見・ご質問があればお願いします。

（なし）

（委員）

この件に関しては、ご質問、ご意見がないということで、報告事項は以上とする。

<その他>

次回の入札監視委員会は、令和5年7月予定。